

イノベーションブリッジ創出業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、イノベーションブリッジ創出業務の契約予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

1 業務の概要

(1) 業務名

イノベーションブリッジ創出業務

(2) 業務目的および業務内容

別添、業務委託仕様書のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）3 月 10 日（火）まで

2 予定価格

13,600,000 円（消費税および地方消費税（10%）を含む。）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：「役務」、中分類：「各種調査業務」

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行ってください。ただし、この場合には、この公告に係る公募型プロポーザルの手続に間に合わないことがありますので、御留意ください。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1-1 [TEL:077-528-4314](tel:077-528-4314)

- (5) 日本国内に本社又は支店機能等拠点を有する事業者であること。

4 説明会の開催

本公募型プロポーザルに関しては、説明会は開催しない。

5 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 受付期限

令和7年(2025年)5月23日(金曜日)17時まで

(2) 質問方法

別添(様式1)の「質問票」により、電子メールまたはFAXにて受け付ける。

※メールの場合は、標題に「【質問イノベーションブリッジ創出業務〇〇〇】」(〇〇〇は事業者名)と記載すること。

電話または口頭による質問は受け付けない。

質問票を送付した場合は、その旨を必ず電話で連絡すること。

(3) 質問受付窓口

「12 提出先・問い合わせ先」に示すとおり。

(4) 質問に対する回答方法

期間中に提出された全ての質問を取りまとめて、令和7年(2025年)5月26(月曜日)を目途に、滋賀県ホームページ(滋賀県 > 県民の方 > しごと・産業・観光 > 工業 > お知らせ・注意)に掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/>

6 提出書類

本公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(5)の書類(以下、「企画提案書等」という。)をA4サイズ形式で作成し、提出すること。後にデジタルデータの提出も求めるので用意すること。なお、1者につき1提案とする。

(1) 公募型プロポーザル応募申込書(様式2) 1部

(2) 企画提案書(様式任意) 5部

(ア) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

(イ) 企画提案書には、以下の内容を記載すること。なお、作成にあたっては、「イノベーションブリッジ創出業務委託仕様書」の内容に十分留意すること。

- ・ 企画内容
- ・ 業務実施スケジュール
- ・ 業務実施体制(業務を遂行するにあたっての責任体制、連絡窓口、再委託をおこなう場合は、役割等についても記載すること)
- ・ 再委託する場合は、再委託承認申請書(案)を添付すること。
- ・ 受注者が保有または外部から導入しようとする資格・認証などのうち、この業務に有益なものがあれば理由等も記入すること。
- ・ その他(本業務の効果を高めるために、提案者の独自の工夫や取り組みについての提案がある場合は簡潔に明記すること。)

(3) 経費見積書 1部

経費見積書には、業務着手から報告書提出まですべてに要する経費とその内訳金額を明記すること。消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(4) 類似業務実施概要がわかる書類 5部

過去5年以内（令和2年度～令和6年度）に実施した類似の業務の実績がわかる書類（一覧表と成果物の主な部分や契約書の写し等：デジタルデータは全て）を5部提出すること。

（5）その他添付書類（該当する場合）各1部

- ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合には、同登録証（県発行）の写し1部、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には同認定通知書（労働局発行）の写し1部
- イ 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し1部
- ウ 障害者の雇用の促進等に関する取組に関する取組のうち、次のいずれかの写し
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には障害者雇用状況報告書の写し1部
 - ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、障害者を雇用している旨の申立書1部
 - ・「しが障害者施設応援企業」の認定がある場合には、同認定通知（県発行）の写し1部
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、同認定通知書の写し1部
- エ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は、同認証書の写し1部、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書の写し1部
- オ 環境マネジメントシステムに関する認証・登録を受けている場合には次のいずれかの写し
 - ・ISO14001…審査登録機関（公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）等）による証明書の写し1部
 - ・エコアクション21、KES、エコステージ…認証、登録証の写し1部

7 企画提案書等の提出

（1）提出期限

令和7年（2025年）6月2日（月曜日）17時（必着）

（2）提出先

「12 提出先・問い合わせ先」に示すとおり。

（3）提出方法

「12 提出先・問い合わせ先」に示す場所への持参または簡易書留郵便により郵送すること。

※持参の場合は、土曜日および日曜日を除く、9時から17時までとする。

郵送の場合は、企画提案書等を郵送した旨を電話で連絡すること。

8 審査および契約予定者決定方法

(1) 審査方法

当課が設置する審査会において、提出された企画提案書等に基づきプレゼンテーション審査を行う。

ア 審査会

当課および関係課において、3名の委員をもって設置する。提出された企画提案書等およびプレゼンテーション内容について、次の評価項目により総合的に審査する。プレゼンテーション審査の詳細については、出席者あて別途通知する。

イ 評価項目および評価点

以下の表の項目について絶対評価で点数を付ける。また、社会政策推進に配慮した入札等実施要領第2の1に掲げる次の各号に該当する場合は、項目ごとにそれぞれ1点ずつを各委員の審査点数に加算する。

番号	評価項目		評価点
①	業務提案	業務の趣旨を十分に理解し、業務の目的を達成するために的確な提案がされているか、また独自性のある提案であるか	52
②	業務実績	類似業務の実績	12
③	実施体制	本業務を適切に実施できる体制・人員配置となっているか	12
④	スケジュール	本業務を適切に実施できるスケジュールとなっているか	8
⑤	経済性	見積価格は適正か ① 予定価格の85%未満…10点 ② 予定価格の85%以上95%未満…6点 ③ 予定価格の95%以上同額未満…3点 ④ 予定価格と同額…0点	10
小計			94
⑥	県内事業者推進	県内事業者であるか	1
⑦	社会政策推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているまたは、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか	1
⑧	社会政策推進	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか	1
⑨	社会政策推進	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。 ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑩	社会政策推進	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑪	社会政策推進	環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。	1

	①国際標準化機構が定めた規格 I S O14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
	小計	6
	合計	100

（２）契約予定者の決定

上記審査会において、総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者として選定する。ただし、総合点において満点の 6 割未満の場合は、契約予定者とししない。

（３）審査結果の通知

審査結果については提案者全員に書面で通知する。

（４）審査会後に企画提案内容についての具体的な内容や経費等を精査し、選定した契約予定者と速やかに契約協議を行う。その際、業務の実施方法や経費などについて条件を付したり、変更したりする場合がある。

（５）この結果、業務内容および契約金額について合意に達した場合に委託契約を締結するものとする。

（６）協議が不調に終わり、契約に至らなかった場合には、審査結果において総合点が次に高い参加者を契約予定者として、協議を行うことがある。

（７）審査会で契約予定者に選定されなかった参加者は、通知を受けた日から起算して 5 日以内に書面（任意の様式）により「12 提出先・問い合わせ先」に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。説明を求める書面を受け取った日から起算して 5 日以内に当該説明を求めた参加者に対して書面により回答する。

9 スケジュール（予定）

企画提案書受付開始	令和 7 年 5 月 1 4 日（水）
質問受付締切	令和 7 年 5 月 2 3 日（金） 1 7 時まで
企画提案書受付締切	令和 7 年 6 月 2 日（月） 1 7 時まで
審査会	令和 7 年 6 月 5 日（木）Zoom によるオンラインの可能性もあり
契約締結	令和 7 年 6 月上旬～ 6 月下旬

10 無効

次の各号のいずれかに該当した場合は、無効となるので注意すること。

（１）提出期限に遅れた場合

（２）企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

（３）企画提案書等に虚偽の記載があった場合

（４）企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合

（５）その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

1 1 その他

- (1) 提出された書類については、加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (3) この公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者の負担とする。
- (4) 委託契約の締結にあたっては、地方自治法や滋賀県財務規則をはじめとする諸規定に従うこと。
- (5) 採用した場合でも、過程において協議の上、その内容を変更することがある。
- (6) 委託料の支払いは精算払いとする。
- (7) 業務の取組状況や成果などは、県のホームページや広報雑誌等で公表する場合がある。
- (8) 業務の大部分を第三者に委託する提案内容となっているときは、採用しない。

1 2 提出先・問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 イノベーション推進課

近未来技術・スタートアップ推進係（担当：那須、斧）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目 1 番 1 号

TEL:077-528-3794 / FAX:077-528-4876 / メールアドレス: fd0002@pref.shiga.lg.jp

(様式1)

イノベーションブリッジ創出業務委託に係る質問票

令和7年(2025年) 月 日

(宛先)

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課
近未来技術・スタートアップ推進係 あて

所 属	
役職名・氏名	
連 絡 先	T E L :
	F A X :
	メールアドレス :

*簡条書きで簡潔に記載すること。

*締切日時：令和7年(2025年)5月23日(金)17時まで

メールアドレス：fd0002@pref.shiga.lg.jp F A X 番号：077-528-4876

*質問票を送信後に、その旨を電話で御連絡ください。

T E L 番号：077-528-3794

(様式2)

イノベーションブリッジ創出業務委託公募型プロポーザル応募申込書

令和7年(2025年) 月 日

滋賀県知事 三日月 大造 あて

所在地

事業所名

代表者名

印

イノベーションブリッジ創出業務委託に係る公募型プロポーザルについて下記の書類等を提出します。
また、下記の者を連絡調整者として設置します。

記

- ①企画提案書
- ②企業・団体等概要書(様式3)
- ②再委託申請書(案)(様式4)※再委託がある場合
- ③見積書
- ④類似業務実施概要が分かる書類
- ⑤その他添付書類等(実施要領の6(5)に記載の書類など)

連絡調整者

所 属	
役職名・氏名	
連絡先	T E L :
	F A X :
	メールアドレス:

※締切: 令和7年(2025年) 6月 2日(月)17時(必着)

(様式3)

企 業 ・ 団 体 等 概 要 書

令和7年(2025年) 月 日現在

商号または名称		
法人番号		
所在地	本社等	
	本業務を受託する支店等	
創設年・開設年		
資本金等		
前期年間売上		
常勤従業員数	名	
業務内容	(本委託業務に関連する業務内容は特記してください。)	

社会政策面での 事業者の取組	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	(有・無)
	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	(有・無)
	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか、 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	(有・無)
	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	(有・無)
	「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	(有・無)
その他 特記事項		

(様式4)

再委託承認申請書（案）

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

住所
請負業者名
代表者名

イノベーションブリッジ業務に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、下記のとおり申請します。

記

委託先名	住所 名称（会社名） 代表者名
委託する理由	
委託して 処理する内容 （再委託の業務範囲：申請時に不明な場合は、予定を記載し、変更する場合は、事前に相談し、事後に報告すること。）	（承認における妥当性の判断に必要となる事項を記載すること。）
再委託期間	年 月 日～年 月 日
再委託金額	円（税込）
委託先が 取り扱う情報	
委託先における安全性および信頼性を確保する対策ならびに委託先に対する管理および監督の方法	（必要があれば、別紙により補足すること。）